

採用内定から入社までの大まかなフロー ※ 日本にいる留学生・既卒の転職者を採用

就労ビザ申請準備から、申請結果が出るまでには通常1～3か月程度かかります。

(雇用主企業のカテゴリー*規模ほか諸事情によって変動) ※本フローの対象は在留資格「技能実習1号～3号」、「特定技能1号」の該当者を除きます。



1. 在留資格等の確認

採用する外国人と、業務内容が具体的に決まったら、**在留カードの提示を求め、現在持っている在留資格の確認をします**（入管法による確認義務あり）。

① **転職者を中途採用する場合**、入社後に就業予定の職務内容が、外国人がすでに保持している在留資格の下で、従事できない職務内容である場合（個々の在留資格ごとに、従事できる職務内容が限定されています）、御社で従事する職種内容に該当する、在留資格に変更する手続（**在留資格変更許可申請**）を行わなければなりません。
（例：高等学校等の語学教師から一般企業の営業職や通訳業務、エンジニア等の他職種に転職する場合等）

② **留学生を新卒採用する場合、あるいは、既卒で就職活動中の「特定活動ビザ」（就活のための特例ビザ）で日本に在留している外国人を採用する場合、「留学」あるいは「特定活動」の在留資格から、就労可能な18種類（技能実習は除く）のいずれかの在留資格へ在留資格変更許可申請を行う必要**があります。

上記①、②いずれの場合も、在留資格の変更許可がされた後でなければ雇用を開始することができません。

※ 入管法において、「18種類」の就労ビザには、各々、取得するための条件（職種に関連する専攻科目の学士号*4年制大学卒業または専門士相当以上の学歴や、同一職種内の10年以上の職歴など）が定められています。

外国人本人と直接、入社後の、賃金を初めとした労働条件をよく話し合い、**書面による雇用契約**を結んでおきましょう。

初めて外国人を雇用する企業様では、書面による雇用契約書を後回し、または締結しないというケースも散見されますが、後の労使トラブル予防のためにも避けてください。

※ 労働条件通知書の交付は、労働基準法上の義務です。

外国人が理解できる母国語や英語などの標準的な言語で翻訳文を作成し、両方を本人に配布することが重要です。

3. 就労ビザ申請

【ケース1】
既に日本にいる外国人を中途採用（転職前と別職種で採用する場合）
このケースでは、採用する労働者に従事してもらう職種・仕事内容に該当する、新しい在留資格へ変更する手続を行います。（**在留資格変更許可申請**）

※ 出入国在留管理局は、雇用主企業の経営規模や外国人の学歴・職歴等、様々な条件に関する審査を行います。「必要書類を申請すれば必ず在留資格の変更が認められる」という、届出制の申請ではないことをご了承ください。

【ケース2】
既に日本にいる外国人を中途採用（転職前と同職種で採用する場合）
ケース①と異なり、転職以前の外国人の在留資格と新しく従事する職務内容が同じなので、**基本的には、何らの入国管理に関する手続きを必要はありません**。採用する外国人が次の在留期間の更新手続（就労ビザの延長）を行うときに新たに、転職先企業に関する関係書類を提出すればよいとされています。
※ ただし、法務省では、転職先での活動内容が合法かどうかを確認する審査である、（**就労資格証明書交付申請**）を行うように推奨しています。

【ケース3】
日本に留学している外国人を新卒で採用
留学生の在留資格、「留学」から就労可能な在留資格に変更する在留資格変更許可申請を行います。

就労ビザの取得に成功し、御社で勤務してもらうことが決まったら、必要に応じて受入準備を整えましょう。

例えば、

■ 借り上げ社宅等住居の手配

■ 日本語教育のためのスクールや教材選び

■ その他受入時の教育訓練の準備

などが考えられます。

外国人の入社時には、

■ **「活動機関に関する届出」（出入国在留管理庁）に関する指導**を行います。***転職者の場合**

転職者が前勤務先を退職・新勤務先に転職したことを、本人が出入国在留管理局に届け出る必要があるため、確実に当該届出を行っているか指導・確認を行ってください。

■ 転職の場合、必要に応じて、外国人本人と雇用主が協力して、「**就労資格証明書**」の交付申請（**出入国在留管理庁**）を行います
***転職前の職種と転職後の職種が同じである場合**

※ 外国人の入社後、雇用主企業が行う諸届出には以下のようなものがあります。

■ **中長期在留者の受入れに関する届出（出入国在留管理庁）**

■ **雇用保険・健康・厚生年金保険資格首都届出（ハローワーク、年金事務所）**

（2020年1月更新）

※厳密には在留資格≠ビザですが、ここでは便宜上「在留資格=ビザ」として記載しています。